

第55回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2022年(令和 4年) 3月22日
- 2 開催場所 〒243-0111 神奈川県愛甲郡青川村宮ヶ瀬940番地の25
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 5名 出席委員数 3名

4 議事(審議内容)

第1議案 「プロパガンダ」について

ウクライナにおける戦時報道を見聞き、よく「プロパガンダ」という用語が出るが、「うそ」、「偽り」というのは理解できるが、実際には、放送で、このようなことが起こらないようにする方法があるのか、説明してほしい。

放送担当と放送局長から次のような説明があった。

政治的な宣伝をプロパガンダといい、特に、特定の機関等が主義・思想により、個人や集団(人の心や考え等)に影響を与え、その行動を意図した方向へ仕向けようとする放送番組をいう。

例えば、戦闘等の画像を合成し、それがあたかも不安を抱くような効果音や音声、音楽を付加し、逆に、あたかもゲームのように楽しく行動しているような効果音や音声、音楽を付加する方法等がある。

報道(ニュース)番組を制作する基本は、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、「政治的に公平であること」、「報道は事実をまげないですること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」から、意見がある場合は、「Yes」、「No」、「どちらでもない」または「わからない」を付加して放送番組を構成している。この場合、しゃべり手の意見の発言はありえないこととしている。多くの放送番組の場合、報道を伝えるしゃべり手は、原則として、その放送番組のメインのしゃべり手(MC)であることがないようになっている。(研修において、わかりやすく誤聴がないように1分当たりの伝える語数やイントネーション等の指導も行っている。)

報道用原稿を書き上げるスタッフと、その内容を確認する考査スタッフは、別々でなくてはならず、その元となる情報源についても、発表元直接や広報文、Lアラート等一部を除き、情報が正確か否かについて、少なくとも別々の3か所から情報源を求めることとしている。なお、編集権は、放送局長にある。

最後に、放送法第3条(放送番組編集の自由)、同第4条(国内放送等の放送番組の編集等)、同第5条(番組基準)、電波法の罰則にある「無線設備によって日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信(放送)を発したものに関する罰則規定がある。

第2議案 「放送法第6条第5号の報告」について

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事実はなく、また、放送番組に関して申し出のあった苦情その他の意見は、ありませんでした。

- 5 審議機関の答申または意見に対してとった措置の内容及びその年月日
(答申又は意見の内容及びその年月日を併せて記載すること。)
- 6 審議機関の答申または意見の概要の公表
公表年月日 令和 4年 4月20日までに公表予定
- 7 その他参考事項
なし